

議案第 34 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の  
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の  
施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(市川市公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市公文書等の管理に関する条例（令和 2 年条例第 4 号）の一部を  
次のように改正する。

第 1 3 条第 3 項中「情報と」の次に「容易に」を加える。

(市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第 2 条 市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 6  
年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 1 3 条」を「第 1 2 条」に改める。

第 1 2 条を削る。

第 1 3 条第 1 項中「第 1 3 条第 1 項」を「第 1 2 条第 1 項」に改め、同条  
第 2 項中「第 1 3 条第 2 項」を「第 1 2 条第 2 項」に改め、同条を第 1 2 条  
とする。

第 1 4 条を第 1 3 条とする。

(市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の一部改正)

第3条 市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条第1項中「以下」を「次項において」に改め、同条第2項から第6項までを削り、同条第7項中「並びに画像の取扱い」を削り、同項を同条第2項とする。

第6条中「、第2項、第3項、第4項若しくは第5項」を削る。

第9条第1項中「並びに画像の取扱い」を削り、同条第3項を削る。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護に関する法律が改正されたことに伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。